

「高年齢雇用継続給付」の制度改正について

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されました。具体的には、60歳に達した日（その日時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上ない方は、その期間が5年以上となった日）が令和7年3月31日以前の方については各月に支払われた賃金の15%（従来の支給率）を限度として支給されますが、60歳に達した日が令和7年4月1日以降の方については各月に支払われた賃金の10%（変更後の支給率）を限度として支給されます。

◆「高年齢雇用継続給付」とは、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の要件を満たす雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

詳しくは、厚生労働省のホームページからご確認ください。

